

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回所沢市上下水道事業運営審議会
開 催 日 時	令和7年4月17日(木) 午前10時00分から11時40分まで
開 催 場 所	上下水道局庁舎3階 大会議室
出 席 者 の 氏 名	越阪部 眞、金子 修三、北野 大、小西 綾子、 瀬能 幸則、西村 めぐみ(50音順)
欠 席 者 の 氏 名	小澤 峰子、近藤 孝夫
議 題	(1) 所沢市水道事業経営計画の改定について (2) 下水道使用料のあり方について (3) その他
会 議 資 料	令和7年度 第1回所沢市上下水道事業運営審議会次第 令和7年度 第1回所沢市上下水道事業運営審議会席次表 令和7年度 第1回所沢市上下水道事業運営審議会質問・意見書 資料1 所沢市水道事業経営計画改定について 資料2 下水道使用料のあり方について 資料3 松が丘地区における水道管漏水について 資料4 所沢市水道事業経営計画改定版(案)
担 当 部 課 名	上下水道事業管理者 鈴木 哲也 上下水道局長 仲 正之 上下水道局次長 草薨 秀夫 上下水道局下水道維持担当参事 加藤 孝雄 上下水道局総務課長 中林 正太 上下水道局経営課長 中澤 宏和 上下水道局窓口サービス課長 村中 慎児 上下水道局水道建設課長 古澤 祐晴 上下水道局給水管理課長 坂野 浩明 上下水道局下水道整備課長 森田 敏幸 (事務局) 上下水道局経営課主査 君塚 由里 上下水道局経営課主査 向井 達哉 上下水道局経営課主査 石井 陽子 上下水道局経営課主査 越阪部 那佳子 上下水道局経営課主任 武市 梓 上下水道局経営課主事 前田 光揮 電話 04(2921)1087

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>会長</p> <p>経営課主査</p> <p>委員</p> <p>給水管理課長</p> <p>経営課主査</p>	<p>1. 開会（事務局により進行）</p> <p>2. あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会あいさつ（会長） ・上下水道局職員自己紹介 ・会議資料の確認 ・出席状況の確認・会議の成立の報告 <p>3. 松が丘地区における水道管漏水について（給水管理課長により進行） ※審議に先立ち、資料3に基づき令和7年2月24日（月）に所沢市松が丘にて発生した水道管漏水について説明。</p> <p>4. 議事の手続き（会長により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より以下3点について説明 <ul style="list-style-type: none"> （1）会議の公開：原則公開 （2）会議録の作成方法：委員名記載の要約方式 （公開時は委員名を記載せず「委員」とする） （3）会議録の確定方法：会長の確認により確定 ・傍聴希望者の確認（希望者5名） <p>5. 議事（会長により進行）</p> <p>議事（1）について説明していただきたい。</p> <p>※資料1・4に基づき、所沢市水道事業経営計画の改定について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）新料金体系・水準の検討 （2）新料金改定を反映した最終案の確認 <p>（以下、質疑応答）</p> <p>火事などで火を消すために大量に水を使用した場合、料金は発生するのか。</p> <p>消防用水は費用が発生しないようになっている。</p> <p>（質疑応答はここまで）</p> <p>（3）答申案のポイント</p>

	(以下、質疑応答)
委員	水道料金が上がる旨の一般市民への広報的な周知はどのようにして行うのか。
経営課長	今後の流れとして、まず議会で条例を審議していただくことが一番最初になる。一般市民の方への周知は、いわゆる通常の広報、毎月の検針票、ホームページでの公開のほかに、住民説明会のような大きな会場を使用しての説明といったことも検討中である。
委員	昨年度から何度も審議をしていく中で最終的にこのような案となり、最後の調整の部分でも、いわゆる激変緩和の関係など十分練られた案になっている。広報という部分も大切であるが、今後、料金と使用料の定期的な見直しという部分は非常に大きいことであり、必要なことだと思う。できる限り、市の状況、社会全体の状況の変化を考慮したうえで、見直し等の対応を早めにすることは意見の中に入れていただいている。そのようなことも踏まえて、今後見直しということを適宜やっていくという内容を強調していただき、今回の答申としていただきたい。
会長	いたずらに水道料金を改正するのではなく、昨今の社会情勢を考慮したうえで、水道事業の健全経営が根本であるということを踏まえると、料金を値上げせざるを得ない状況である。一番大事なことは、水道を安定的に供給していくということ。今回の料金改定もその一環であると理解し、審議した料金体系を反映した答申案を作成してよろしいか。
委員	(一同異議なし)
会長	続いて、議事(2)について説明していただきたい。
経営課主任	※資料2・4に基づき、下水道使用料のあり方について説明。 (1) 使用料体系の最終案の確認
	(以下、質疑応答)
委員	料金体系の「臨時用の取扱い」とはどのような場面のことか。
経営課主査	「臨時用」については、例えば建設の工事などで一時的に水を使用する場合に申請して使用する区分となっている。 (質疑応答はここまで)

経営課主任	<p>(2) 答申案のポイント</p> <p>(以下、質疑応答)</p>
会長	<p>「二部使用料制」について説明願いたい。</p>
経営課主査	<p>使用水量の有無にかかわらず発生する「基本使用料」と使用した水量によって賦課される「従量料金」の二つで構成される体系を「二部使用料制」としている。</p>
副会長	<p>国から基本水量制を廃止する通知があったのは最近なのか。</p>
経営課主査	<p>基本水量制は、生活上最低限必要な水については、無理に節水することなく使っていただき、公衆衛生の向上などを目的に導入されたが、社会の成長とともに下水道の普及率が向上し、生活環境が改善されたことや、節水技術の進歩、単身世帯の増加等で、基本水量に満たない世帯が増加する等、社会状況が変化したことにより、基本水量制も解消に向けた考え方へ変化していったことで、国からの通知が発出された。</p>
副会長	<p>所沢市では今回初めて基本水量制が廃止されることになったのか。</p>
経営課主査	<p>水道料金では、平成10年の料金改定を実施した際に基本水量制を廃止している。</p>
会長	<p>国からの基本水量制を廃止する旨の通知をしっかりと理解したうえで使用料体系を考えているということで答申案を作成してよろしいか。</p> <p>(一同異議なし)</p>
会長	<p>続いて、議事(3)について説明していただきたい。</p>
経営課長	<p>次回の審議会の開催は5月22日(木)を予定している。</p> <p>審議内容は、本日の審議を基に答申書案をご審議いただいたのち、答申書の受け渡しを行わせていただきたい。委員の皆様の任期中の審議会は、次回が最後となる予定であるので、二年間を通した審議についてご意見やご感想を賜りたい。</p>
会長	<p>本日予定した議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しする。</p> <p>6. 閉会(事務局により進行)</p>

副会長	閉会挨拶
-----	------